

ガス料金の払込書有料化並びに検針票・請求書の発行停止に関するお知らせ

日頃より昭島ガスをご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

先般よりお知らせしておりますとおり、このたび弊社では、昨今の物価上昇等による各種業務に係る費用の高騰を受け、払込書の有料化並びに検針票・請求書の発行終了を実施することとなりました。お客さまにはご負担をお掛けし、大変恐縮ではございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

これに伴い弊社は、2026年10月1日付でご契約内容の一部変更を行いますので、お知らせいたします。

1. 払込書発行の有料化について

2026年10月検針分より、ガス料金の払込書を発行する場合は、払込書発行手数料として、別途275円(税込)をご負担いただきます。

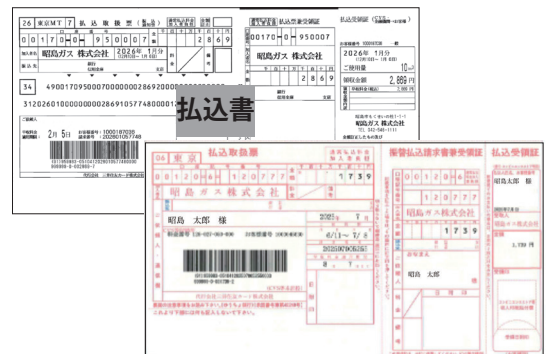
紙の払込書でお支払いの場合

- ・2026年10月検針分より275円(税込)の払込書発行手数料を当月のガス料金と合わせてお支払いいただきます。
- ・ガスの使用開始後、初回のご請求から3回目までは、払込書発行手数料のご請求はございません。

口座振替、クレジットカード決済及びポータルサイトからのお支払いの場合は、これまでどおり、**手数料はかかりません。**

※お支払い方法の変更をご希望される場合は、裏面の「お手続き確認フロー」よりお申し込みください。

※「昭島ガスでんき」をご利用のお客さまの電気の払込書は、これまでどおり手数料はかかりません。



2. 紙による「ガス使用量のお知らせ(検針票)」・「ガス請求書」の発行終了について

検針票・請求書の紙による発行は**2026年12月検針分をもって終了**いたします。

ご使用量・ご請求金額等のご確認方法は、弊社ポータルサイト「Energy view TG」をご利用ください。なお、引き続き紙による発行をご希望されるお客さまにおかれましては、発行手数料をご負担いただきます。ご希望のお客さまは、裏面の「お手続き確認フロー」よりお申し込みください。

発行手数料は右記のとおり

- ・ガス検針票発行手数料：**275円(税込)**
 - ・ガス請求書発行手数料：**275円(税込)**
- 当月のガス料金と合わせてお支払いいただきます。

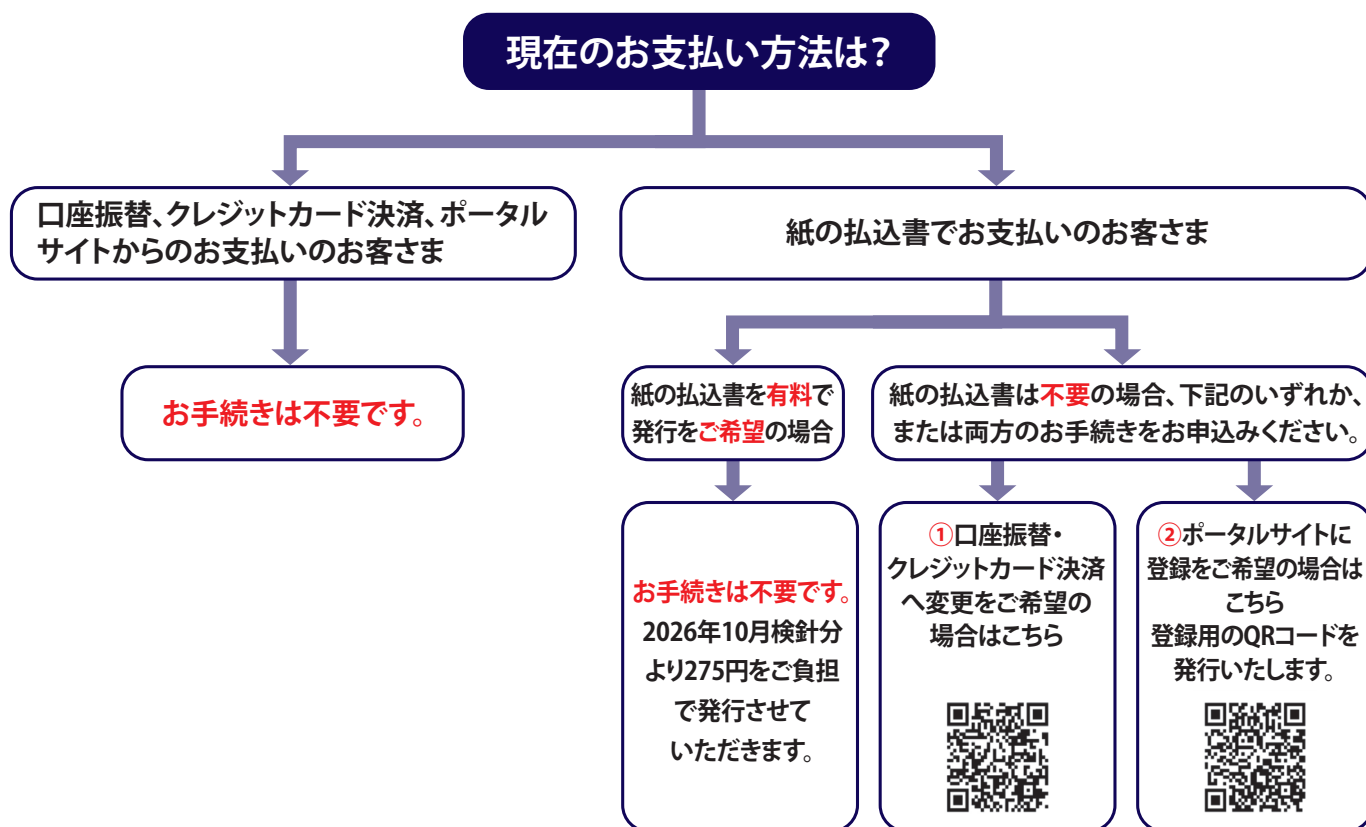
※「昭島ガスでんき」をご利用のお客さまの電気の使用量のお知らせ及び請求書は、これまでどおり手数料はかかりません。



お手続き確認フロー

1. 払込書発行の有料化について

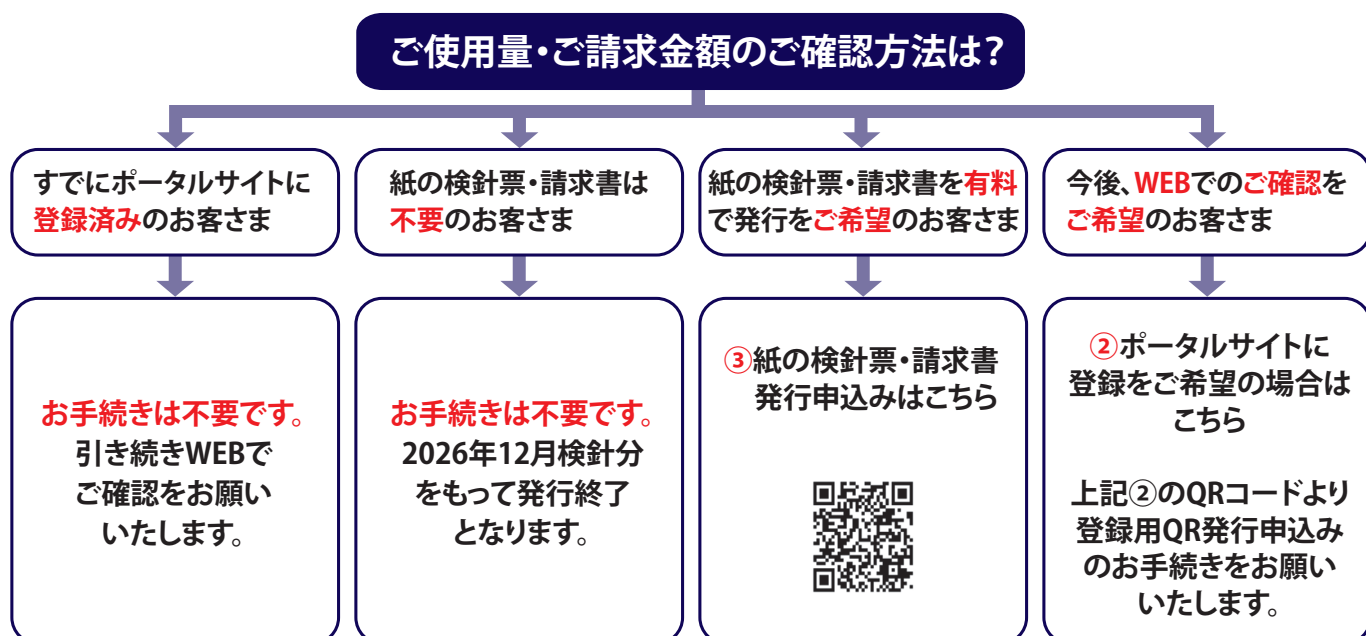
下記のフローより、必要なお手続きをご確認ください。



※「昭島ガスでんき」をご利用のお客さまの電気の払込書は、これまでどおり手数料はかかりません。

2. 紙による「ガス使用量のお知らせ(検針票)」・「ガス請求書」の発行終了について

下記のフローより、必要なお手続きをご確認ください。



※「昭島ガスでんき」をご利用のお客さまの電気の使用量のお知らせ及び請求書は、これまでどおり手数料はかかりません。

ご契約内容の一部変更について

本書面は、ガス事業法に基づき交付する書面となります。なお、このたびの変更に伴う、ガス料金単価の変更はございません。

変更の対象となるご契約	ガス小売供給約款、家庭用ガス温水床暖房契約、家庭用コージェネレーションシステム契約、暖房・乾燥契約、商業用厨房契約、都市ガス切替割約款、小型空調契約、時間帯別B契約、小型コージェネレーションシステムパッケージ契約、コージェネレーションシステムパッケージA契約、大口供給約款、大口1種供給約款、大口2種供給約款、輸送向け圧縮天然ガス用大口供給約款
変更時期	2026年10月1日
変更の内容	①払込書発行の有料化 お客さまが紙面による払込書によって料金を支払われる場合は、払込書発行手数料として、払込書の発行にかかる費用に相当する金額を料金と合わせて申し受ける旨を規定。 ②紙による「ガス使用量のお知らせ(検針票)」・「ガス請求書」の発行終了について お客さまが紙面によるお知らせ(検針票)を希望される場合は、検針票発行手数料として、検針票の発行に係る費用に相当する金額を料金と合わせて申し受ける旨を規定。

家庭用選択約款、商業用厨房契約及び小型空調契約をご契約のお客さま

契約期間が変更となります。 これに伴いご契約内容が一部変更となります。

本書面は、ガス事業法に基づき交付する書面となります。なお、このたびの変更に伴う、ガス料金単価の変更はございません。

変更の対象となるご契約	家庭用ガス温水床暖房契約、家庭用コージェネレーションシステム契約、暖房・乾燥契約、商業用厨房契約、小型空調契約
変更時期	2026年10月1日
変更の内容	【変更前のご契約内容】 契約期間は、契約成立後の最初の定例検針日からその翌年度の最初の定例検針日までとします。契約の満了に伴って解約のお申し出がない場合は、契約満了の翌日からその翌年度の最初の定例検針日までとし、以降これにならうものとする旨を規定。 【変更後のご契約内容】 契約期間は、適用開始日からガス小売供給約款に定める解約日、又は他の選択約款やガス小売供給約款に定める料金に変更する場合は、申し込みを承諾後、最初の定例検針日までとする旨を規定。



【お問い合わせ先】



昭島ガス株式会社

料金課

TEL:042-546-1116 (平日) 9:00~17:30